

特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表

令和3年4月1日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の規定に基づき、特定事業主による女性の職業選択に資する情報について、次のとおり公表します。

1 女性職員の採用割合

令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
0.0%	0.0%	採用試験実施無し	0.0%	0.0%

2 採用試験の受験者の女性割合

令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
0.0%	0.0%	採用試験実施無し	0.0%	0.0%

3 職員の女性割合（令和3年4月1日現在）

男性職員	女性職員	女性職員割合
140人	1人	0.7%

4 各役職段階の職員の女性割合（令和3年4月1日現在）

本庁部局長・次長 相当職	本庁課長 相当職	本庁課長補佐 相当職	本庁係長 相当職
0.0%	0.0%	0.0%	4.1%